

茨城県新型コロナウイルス感染症対応介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業に係る慰労金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県が交付する、新型コロナウイルス感染症対応介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業に係る慰労金（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員（派遣会社及び業務受託会社の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者を含む。以下「勤務する職員」という。）は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、及び介護施設・事業所での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(慰労金の給付)

第3条 慰労金の支援対象者及び金額は、実施要綱3（2）ア及びイに定めるとおりとする。
なお、実施要綱3（2）ア（ア）（Ⅱ）※中の「始期」は、令和2年2月11日とする。

(慰労金の申請等)

第4条 次項の規定により、勤務する職員から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書、事業所・施設別申請額一覧（様式1及び別添）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）及び介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）を茨城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて、茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 慰労金は、原則として、介護サービス事業所・施設等の法人が、勤務する職員から委任を受けて、代理受領委任状（様式4）を徴し、代理申請及び代理受領を行い、当該介護サービス事業所・施設等から勤務する職員に給付するものとする。

3 介護サービス事業所・施設等のうち、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものに限る）、及び国保連に登録されている口座が債権譲渡されている事業所・施設等は、直接知事に申請し、慰労金の給付を受けることとする。その他については、第1項及び第2項の規定を準用し、追加で口座振込依頼書（様式5）を提出するものとする。

4 介護サービス事業所・施設等を退職した職員であった者については、原則として、最後

に所属していた事業所・施設から申請するものであるが、第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護サービス事業所・施設等が慰労金の代理申請及び代理受領を行えないやむを得ない事情がある場合には、当該職員であった者は、個人用申請書（様式6）により直接知事に申請し、慰労金の給付を受けることができる。

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 慰労金の申請受付開始日は令和2年7月29日とし、令和2年12月31日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金及び振込手数料（以下「慰労金等」という。）の給付を決定するものとし、その決定の内容を給付決定通知書（様式7）により申請者に通知するとともに、第4条第1項の申請は国保連を通じて慰労金等を交付し、同条第3項及び第4項の申請について直接交付又は給付する。

（概算払い）

第7条 前条の規定により給付する慰労金等は、全額概算払いとする。

（慰労金の給付等に関する周知等）

第8条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による介護サービス事業所・施設等及び勤務する職員への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 知事は、慰労金等の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金等の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金等の返還を求めるものとする。

（実績報告）

第11条 代理申請及び代理受領を行った申請者等は、給付が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、実績報告書に添付書類を添

えて、知事に提出するものとする。実績報告書は、第4条に定める交付申請書及び（様式1）から（様式3）の様式について、「交付申請書」を「実績報告書」と、「事業実施計画書」を「事業実績報告書」と「申請額」「所要額」「補助予定額」を「支払済額」と読み替えて使用するものとする。

- 2 第7条の規定により概算払いを受けた申請者は、前項に定める実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付し、精算しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（証拠書類の保管）

第13条 慰労金等に係る収入及び支出内容に関する証拠書類及び代理受領委任状は、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要項は、令和2年7月29日から施行する。